

建設工事の調査基準価格及び最低制限価格の見直しについて

令和4年4月11日

大崎地域広域行政事務組合事務局総務課

低入札価格調査制度における「調査基準価格」及び最低制限価格制度における「最低制限価格」の算定方式について、国に準じて見直しを行いました。

1 改正の概要

調査基準価格・最低制限価格及び数値的判断基準の算定方式を改正したものを。

	【改正後】	【改正前】
【低入札価格調査制度】		
○調査基準価格		
①～④の合計額（千円未満切捨て）		
設定範囲：設計額の	変更なし	75～92%
①直接工事費の		97%
②共通仮設費の		90%
③現場管理費の		90%
④一般管理費等の		68%
○数値的判断基準		
入札価格の①～④に対応する経費のいずれかが、①～④の基準（千円未満切捨て）を下回る場合は、落札不相当とする。		
①直接工事費基準 直接工事費の	変更なし	92%
②共通仮設費基準 共通仮設費の		85%
③現場管理費基準 現場管理費の		85%
④一般管理費等基準 一般管理費等の		63%
【最低制限価格制度】		
○最低制限価格		
①～④の合計額（千円未満切捨て）		
設定範囲：設計額の	変更なし	75～92%
①直接工事費の		97%
②共通仮設費の		90%
③現場管理費の		90%
④一般管理費等の		68%

2 適用日時

令和4年5月1日以後に公告又は見積依頼通知される建設工事の入札について適用します。

3 その他

この見直しにより「大崎地域広域行政事務組合建設工事執行規則取扱要綱」の一部を改正し、令和4年5月1日以後に公告、指名通知又は見積依頼通知される建設工事の入札について適用します。

なお、「大崎地域広域行政事務組合建設工事執行規則取扱要綱」の内容は、組合公式ウェブサイトに掲載している「大崎地域広域行政事務組合例規集」から閲覧できますが、今回の改正に伴うデータの更新に時間を要することから、現在掲載されている内容が改正前のデータとなっております。

つきましては、そのデータ更新までの期間は、読み替えにより対応していただきますようお願いします。